

平成29年(2017年)8月1日

長野県松本建設事務所

公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続きは、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式（建設工事）試行要領（最終改正 平成29年3月10日付け28建政技第285号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領（最終改正 平成29年3月10日付け28建政技第286号）に示すとおりです。

1 工事の概要

（1）工事名及び工事箇所名

平成29年度 防災・安全交付金（公園）・県単都市公園事業合併工事
松本平広域公園 松本市 今井（1）

（2）工事の目的

本工事は、松本平広域公園総合球技場（アルWIN）音響設備について、設置後15年が経過し老朽化等に伴い機能・設備の一部に不具合が生じており、施設利用上支障をきたしていることから音響設備及び関連する機器（以下「音響設備等」という。）を改修するものである。

なお、円滑で快適な施設利用を図るため、以下の更新・改修を行うものとする。

- ① 老朽化の進行している音響調整卓の更新・改修を実施し、デジタル技術を駆使して操作性の向上・運用管理の省力化を実現する。
- ② 電力増幅架・スピーカーシステムの更新・改修を実施し、競技及び催事運営に必要な音質の向上を図る。特に、サイド、バックスタンドなどのエリアに対する音圧レベル、音圧分布の向上を図る。
- ③ 老朽化の進行している録音再生機器、ワイヤレス受信機器の更新・改修を実施し、関連する機器類の機能向上を図る。

（3）工事内容

① 改修対象の音響設備等は、次のとおりとする。

- ア 音響調整卓
- イ 電力増幅架・スピーカーシステム
- ウ 録音再生機器
- エ ワイヤレス受信機、ワイヤレスアンテナ及びワイヤレスマイク

② 改修対象の音響設備等の詳細は、次の図書に示すものとする。

- ア 特記仕様書（参加希望者は閲覧可）

③ 工事内容

- ア 音響設備等の詳細設計

- a 技術提案書の内容に基づき音響設備及び関連する機器の改修設計を行うこと。
- b 音響設備等及び関連する施設・設備・機器に精通した技術者により、既設の施設・設備・

機器（総合球技場建築物及び音響設備以外の設備・機器などを含む）の調査を実施し、支障の無い様に設計すること。

- c 既存設備・機器の改造を行う必要がある場合は、その改造設計を行うものとする。
- d 音響設備等の更新に伴う総合球技場建築物の改造は原則行わないものとする。あわせて、新たな設備・機器の設置に伴う建築物への影響について確認（構造計算等）すること。
- e 各設備・機器は地震に対し十分な強度を有し、据付工事において充分な耐震を考慮した工法を用いること。
- f 各設備・機器は充分な耐久性を有する仕様とし、各機器の関連及び操作性を考慮した配線設計を行うこと。各設備・機器は100V対応できるものとすること。
- g 既設の配管・配線については、充分な調査を行った上で、既設を利用する部分と不必要的配線の撤去について検討・設計すること。
- h 設計にあたっては、松本平広域公園指定管理者（以降「公園指定管理者」という。）及び施設利用者等へのヒアリングを行い、意見・要望等を詳細設計に反映させること。

イ 音響設備等の設置工事

- a 詳細設計について発注者の承認を得た後に、音響設備等の設置工事を行うこと。設計図書に明示無き部分でも技術上もしくは保安上欠くことの出来ない部分は受注者の負担において完全に施工すること。
- b 工事施工にあたり、施工図、納入仕様書（納入図）等必要書類（図書）を提出し、監督員の承認を得た後に施工すること。
- c 既存設備の改造、各設備との接続については、受注者の責において行うものとする。
- d 更新又は改造により不要となる機器、装置等は、再利用・有効活用を充分に検討し、発注者との協議により決定するものとする。
- e 施工箇所は松本空港の空港制限があるため、その制限を越えないよう音響設備等を設置すること。また、空港制限等に伴い施工に際しては、松本空港管理事務所へ確認とともにその対応について調整を図ること。
- f 音響設備等の現場への設置工事については、2017年Jリーグ閉幕後（ホームゲーム終了後）とする。なお、その後のアルワインの利用状況を確認し、公園指定管理者と施工方法や安全管理、工事工程等について調整を図ること。
- g 本工事に近接・競合して、総合球技場フィールド改修工事が施工されるので、当該工事施工者との連絡調整を密に行い、円滑な工事進捗を図ること。
- h 音響設備等を設置するにあたりクレーンを使用する場合、グランドからの施工はできない。
- i 音響設備の運用については、次期Jリーグ開幕（概ね3月上旬）前には操作できる状態にすること。
- j 本工事の仕様書は、特記仕様書及び特定者の技術提案書により構成されるものとする。

ウ 電気音響測定

- a 工事着手前（既存設備）及び設置完了後（改修設備）において、電気設備の動作特性に関する測定を実施し、報告書を作成・提出すること。報告書は、本工事によって音響設備が目標どおりに改善したことが客観的かつ明確にわかるものとすること。
- b 調整・測定中に設備・機器の異常・不具合等が発生した場合は、速やかに交換、または修理を行うこと。

④ 既設の音響設備等に関する事項

- ア 現在運用中の既設音響設備等に対する、公園指定管理者及び利用者、観客等からの主な意見等は以下のとおり。
- a 設備の老朽化等に伴う音質の低下が感じられる。特に、サイドスタンドやバックスタンプの一部エリアにおいて、音量が小さく不鮮明である。
 - b 操作ミスや大音量入力などの突発的・過大な負荷に起因してスピーカーのコーン部分などの機器破損が発生する。
 - c 大会時（観客入場時）に、ワイヤレス装置の音切れ・混信障害が発生することがある。
 - d 屋外スピーカー等における野鳥対策に苦慮している。（巣の撤去、糞による機械故障など）
- イ 当該総合球技場の競技用放送システムは、非常用放送設備のスピーカーを共用しており、当該音響設備等よりスピーカーラインで非常放送設備へ送出している。非常時には非常放送が最優先されるとともに、音響設備等を使用していない時は非常放送設備側にスピーカーラインは切り替わることになっている。今回の改修等により、当該システムに影響（変更）が無いように設計・施工すること。
- ウ 改修により撤去となる機器、装置等については、再利用・有効活用を基本とし、できる限り有価物として処分すること。なお、技術提案（工事に係る費用及びその内訳）において当該事項に関する費用を記載すること。（契約内容の変更対象とする場合があります。）

⑤ その他

- ア 契約内容については、予算等の理由により、上記の工事内容に対して変更・増減する場合があります。
- イ 上記②アのほか既設設備・建築物の図面及び構造計算書については、3（5）に記載の場所において閲覧可能です。

（4）技術提案を求める具体的な内容

テーマ	具体的な内容
音響性能の向上 (スピーカー等の配置見直し含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・最大再生音圧レベルに優れているか。 ・音圧レベル分布に優れているか。 ・伝送周波数特性に優れているか。 ・安全拡声利得に優れているか。 ・音の明瞭性に優れているか。
機器の操作性及び機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・機器操作が容易で、運用管理の省力化が図られているか。 ・競技以外の用途に対する柔軟な使用が可能であるか。 ・操作ミス等による機器破損に対応した提案であるか。 ・ワイヤレス装置の混信障害に対応した提案であるか。
ランニングコスト	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働費用、保守点検費用及び耐用年数を経過した機器の交換費用を含めた年間維持管理費用が明確であり、かつ安価であるか。
メンテナンスの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の無償修理保証期間は何年か。 ・部品のストック期間は何年か。 ・部品交換等による予防保全を行うなど、設備の長寿命化に十分配慮されているか。設備全体としての耐用年数は何年か。 ・メンテナンス部門の拠点から当該施設への到着所要時間。 ・故障時の受付体制。

（5）履行期限 平成30年4月20日（債務負担行為設定済）

（6）工事実施上の要件

- ① 本工事における製品保証期間は、引き渡しの日から最低1年間とする。ただし、保証期間終

了後においても、製造要因に起因する故障など請負人の過失によることが明らかな場合は、無償にて対応すること。

- ② 本工事において適用する基準等は下記のとおりとし、最新版を使用すること。

「建築基準法」

「建築基準法施行令」

「建築基準法施行規則」

「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）

「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）

「建築工事標準詳細図」

「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編）

「建築設計基準及び同解説」

「建築構造設計基準及び同解説」

「建築設備設計基準」

「建築設備計画基準」

「官庁施設の総合耐震計画基準」

「長野県建築工事の手引き」

「情報共有システム実施要領」

その他関係法令及び基準

- ③ 本工事は電子納品対象工事であり、電子納品にあたっては「電子納品に係る実施要領」によるものとする。
- ④ 本工事は情報共有システムを利用する対象工事であり、利用にあたっては「情報共有システム実施要領」によるものとする。
- ⑤ 本工事完了に伴い、工事に関わる完成図書（図面、仕様書）のほか、既設設備図面と併せた管理用図書（操作取扱要領概要版・詳細版を含む）を提出するものとする。管理用図書に含める既設設備の範囲は協議により決定する。
- ⑥ 工事実施に当たっては、関係機関（松本平広域公園指定管理者、松本空港管理事務所等）と十分協議を行い、施工中も連絡を密にし、円滑な工事進捗を図ること。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

(1) 対象工事に共通する入札参加資格要件

- ① 長野県建設工事の入札参加資格を有している者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日建政技第 337 号。以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ④ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- ⑤ 有効な経営事項審査を有している者であること。
- ⑥ 県発注の他の対象工事において、請負契約約款第 17 条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
- ⑦ 県発注の他の対象工事において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号）

第9条第3項に規定する文書による補修指示を受けていない者であること。

- ⑧ 県発注の他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後、請負契約款第31条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。
- ⑨ 県発注の他の対象工事の入札において、同種工事の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- ⑩ 県発注の他の対象工事の入札において、契約後確認調査に該当する落札候補者を1年以内に2回以上辞退したとして、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- ⑪ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- ⑫ 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。
なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
 - ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、aについては会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。）
 - a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
 - b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。
 - イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）
 - ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社
 - エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社
 - オ 事業協同組合とその構成員

（2）工事ごとに定める入札参加資格要件

- ① 入札に付する工事に対応した長野県建設工事入札参加資格を有する者であること。
- ② 業種に関する要件を満たしている者であること。
- ③ 資格総合点数に関する要件を満たしている者であること。
- ④ 同種工事の実績又は専門性の有無に関する要件を満たしている者であること。
- ⑤ 県工事の契約実績に関する要件を満たしている者であること。
- ⑥ 特定建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。
- ⑦ 営業所の所在地に関する要件を満たしている者であること。
- ⑧ その他発注機関の長が定める要件を満たしている者であること。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

（1）参加表明書の作成様式

様式2号による。

（2）参加要件資料の作成様式

様式3号による。

（3）参加要件資料記載上の留意事項

- ① 入札参加資格業種その他参加資格登録状況
入札参加資格業種、資格総合点数、特定建設業許可の有無を記載すること。
- ② 保有する配置予定技術職員の状況
参加表明時点で在籍する技術職員の資格、員数について記載すること。
- ③ 同種または類似の工事の実績
 - ア 同種工事の実績とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成14年4月1日から掲示の日の前日までにしゅん工した工事が該当する。
 - イ 会社としての施工事績を3件以内で記載すること。
 - ウ 工事実績については、これを証する契約書等の写しを添付すること。
- ④ 当該工事の実施体制
 - ア 配置を予定する主任（監理）技術者の資格、経歴等を記載すること。
 - イ 「最近15年間の主な工事経歴」は、平成14年4月1日から掲示の日の前日までの間にしゅん工した工事を対象とする。
- ⑤ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

（4）既存施設の現場確認

松本平広域公園既存施設の現場確認を希望する場合は、平成29年8月7日（月）から平成29年8月10日（木）までの間、希望者ごとに現場を開放するので、3（5）に記載の担当者に連絡のうえ、日程調整を行うものとする。

（5）担当事務所・問い合わせ先

〒390-0852

長野県松本市大字島立1020

長野県松本建設事務所 維持管理課 公園管理係

（課長）山崎直人 （担当）清水範浩

電話 0263-40-1981（直通）

ファックス 0263-48-1216

電子メール matsukan-ijikanri@pref.nagano.lg.jp

（6）参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 平成29年8月21日（月）
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
- ② 提出場所

〒390-0852

長野県松本市大字島立1020

長野県松本建設事務所 総務課 工事事務係

（次長）高野昭次 （担当）手塚直孝

電話 0263-40-1895（直通）

ファックス 0263-47-8718

電子メール matsukan-somu@pref.nagano.lg.jp

- ③ 提出方法 持参または郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（6）の担当者に確認すること。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限る。

(7) 技術提案書の提出者を選定するための基準

- ① 技術提案書の提出者は、次の基準に基づいて選定される。

なお、技術提案書提出選定者の業者名は、契約締結後、公表するものとします。

入札参加資格業種	電気通信工事
資格総合点数	814 点以上
同種工事の実績又は専門性の有無	過去 15 年間に競技場又は多目的ホール等における音響設備の製作かつ設置工事の実績を有する者※「同種工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成 14 年 4 月 1 日から掲示日の前日までにしゅん工した工事が該当します。
県工事の契約実績に関する要件	なし
特定建設業の許可に関する要件	なし
営業所の所在地に関する要件	なし
配置技術者に関する要件	なし
入札参加制限等に関する要件	なし

- ② 技術提案書の審査・評価は建設工事技術評価委員会（以下「委員会」という。）が行う。

当該委員会の委員長及び委員は、次のとおりとする。

区分	委員長	委員
本 庁	事業担当課長又は建設政策課技術管理室長	当該工事担当課及び建設政策課の職員の中から部局長が指定する職員
現地発注機関		発注機関職員の中から部局長が指定する職員
その他、専門的知識を有する者		県が委嘱している委員、該当工事に関する学会及び技術士会などの会員、並びに専門的知識を有する技術職員の中から部局長が指定する者

(8) 非該当理由に関する事項

- ① 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として該当とならなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を書面により松本建設事務所長から通知する。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して 10 日（長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第 5 号）第 1 条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面（様式自由）により松本建設事務所長に対して非該当理由について説明を求めることができる。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（休日を含まない。）に書面により回答する。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付及びその回答方法
- ア 受付場所 3（6）に同じ。
- イ 受付時間 上記②の期間中、午前 9 時から午後 5 時までの間とする。
- ウ 受付方法 原則として FAX（回答を受ける担当者名、電話番号及び FAX 番号を併記すること）とする。
- なお、3（6）の担当者に電話により到達の有無を確認すること。
- エ 回答方法 原則として FAX とする。

(9) その他の留意事項

- ① 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定された者への通知は行いません。
- ② 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式7号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式8号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

① 配置予定技術者の資格、経歴等の状況

- ア 「最近15年間の主な工事」は、公共機関等から発注された電気通信工事の元請工事の主任（監理）技術者の実績について、平成14年4月1日から掲示の日の前日までの間にしゅん工した工事を対象として記載すること。また、「同種又は類似工事」は、平成14年4月1日から掲示の日の前日までの間にしゅん工した工事を対象として記載すること。
- イ 資格、主な工事及び同種又は類似工事の実績については、これを証する資格者証、契約書等の写しを添付すること。

② 技術提案

1 (4) 記載の技術提案を求める具体的な内容に沿って、各々箇条書きで簡潔にまとめること。

③ 工事に係る費用とその内訳

ア 様式は自由とする。

イ 必要に応じて、内訳についての詳細提示を求めることがある。

ウ 費用の積算にあたっては、労務単価、資材等県が公表している価格についてはこれを使用すること。

④ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付期限 平成29年8月23日（水）
- ② 受付場所 3(6)と同じ。
- ③ 受付時間 午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く）
- ④ 受付方法 FAXまたはメール等とする。
- ⑤ 回答方法
 - ・技術提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してFAX又はメール等により回答する。
 - ・発注者が求める技術提案項目に係る質問及び技術提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、長野県ホームページにて公表する。

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限 平成 29 年 9 月 5 日 (火)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで)

② 提出場所 3 (6) と同じ。

③ 提出部数 1 部

④ 提出方法 持参または郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で 3 (6) の担当者に確認すること。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限る。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

① ヒアリング予定日 平成29年9月12日 (火)

(現在の概ねの予定。決定次第連絡します。)

② ヒアリング場所等 長野県庁 (詳細については決定次第連絡します。)

各者 30 分程度を予定 (提案者数により変更することがあります。)

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定される。なお、技術提案書審査結果表（様式 9-1）は、契約締結後、公表するものとします。（但し、業者名は特定した業者名のみ公表）

評価項目	評価事項	評価の視点
配置予定の技術者の資格等	資格	・専門分野の資格を有しているか。
	経歴等	・主任(監理)技術者としての豊富な電気通信工事の経験を有しているか。
	同種及び類似工事の実績	・主任(監理)技術者としての豊富な同種・類似工事の実績を有しているか。
費用	費用の妥当性	・予定価格に対しての差異がどのくらいあるか。
技術提案の内容	音響性能の向上 (スピーカー等の配置見直し含む)	・最大再生音圧レベルに優れているか。(性能目標：○○dB SPL以上) ・音圧レベル分布に優れているか。(性能目標：4kHzにおいて偏差○○dB以内) ・伝送周波数特性に優れているか。(性能目標：160Hz～5kHzにおいて偏差○○dB以内) ・安全拡声利得に優れているか。(性能目標：-○dB以上) ・音の明瞭性に優れているか。(性能目標：STI ○.○○以上)
	機器の操作性及び機能の信頼性	・機器操作が容易で、運用管理の省力化が図られているか。 ・競技以外の用途に対する柔軟な使用が可能であるか。 ・操作ミス等による機器破損に対応する提案であるか。 ・ワイヤレス装置の混信障害に対応する提案があるか。
	ランニングコスト(※1)	・稼働費用、保守点検費用及び耐用年数を経過した機器の交換費用を含めた年間維持管理費用が明確であり、かつ安価であるか。
	メンテナンスの対応	・機器の無償修理保証期間は何年か。(具体的な期間) ・部品のストック期間は何年か。(具体的な期間) ・部品交換等による予防保全を行うなど、設備の長寿命化に十分配慮されているか。設備全体としての耐用年数は何年か。(具体的な期間) ・メンテナンス部門の拠点から当該施設への到着時間。(具体的な時間) ・故障時の受付体制。(具体的な受付可能時間帯)
技術者の技術力及び意欲等		・工事に対する理解度、技術提案の表現力、説明の明確さ、工事に対する意欲が高いか。
費用と技術提案の整合性		・技術提案の内容が十分検討され、発注者側の意図を最もよく理解しているか。 ・提案された内容の施工の確実性が最も高いか。

※1 ランニングコストの算出は、別添様式ランニングコスト算出表により技術提案書として提出すること。

※2 配置予定の技術者数は、複数配置することに制限はないが、評価は代表技術者1名に対して行う。

技術者を複数名配置する場合は、代表技術者が分るように記載すること。

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、松本建設事務所長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(9) 非特定理由に関する事項

- ① 技術提案書を出した者のうち技術提案書を特定しなかった者に対しては、特定されなかつた旨及び理由（以下「非特定理由」という。）を書面により松本建設事務所長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けたものは、通知した日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下休日という。）を含まない。）以内に、書面（様式自由）により、松本建設事務所長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。
- ③ 非特定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により回答します。
- ④ 非特定理由の説明請求の受付及び回答方法
 - ア 受付場所 3（6）と同じ。
 - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時までの間とする。
 - ウ 受付方法 原則としてFAX（回答を受ける担当者名、電話番号及びFAX番号を併記すること。）とする。
なお、3（6）の担当者に電話により到達の有無を確認すること。
 - エ 回答方法 原則としてFAXとする。

(10) 工事予算額 概ね 50,000千円（税込み）

(11) 支払条件

支払限度額 各会計年度における請負代金の支払限度額は、以下のとおり予定しています。

平成29年度 請負代金の約60%の金額

平成30年度 請負代金の約40%の金額

ただし、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することがあります。

(12) その他の留意事項

- ① 提出された技術提案書は、返却いたしません。
- ② 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ③ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- ④ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とともに、入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を行うことがあります。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要　（長野県建設工事事務処理規定(昭和51年3月3日付け50監第590号)による。）

(2) 関連情報を入手するための窓口

3 (6) に同じ。

(3) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。

(4) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。

(5) 技術提案書の補足資料がある場合には、4 (6) ヒアリング（プレゼンテーション）時に提出することができます。また、パワーポイントの使用も可能とします。